議第191号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

呉市文化ホール及び呉市民ホールの指定管理者を地方自治法(昭和22年法律第67号) 第244条の2第6項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとす るものです。

2 公の施設の概要

(1) 呉市文化ホール

(1) 共市文化が か			
施設所在地	呉市中央3丁目10番1号		
設置年月日	平成元年9月20日		
設置目的	芸術・文化の振興を図るための施設として設置する。		
設 置 条 例	呉市文化ホール条例		
施設規模等	敷地面積 4,293.57m²		
	延べ面積 14,393.10㎡		
	構造・階数 鉄筋コンクリート造,地下2階地上4階建て		
	主要施設 ホール(収容人員1,802人),多目的室,展示室(2		
	室),リハーサル室,練習室(3室),楽屋(5室),控		
	室、レストラン、駐車場		
利用状況	利用者数 平成28年度 152,030人		
	平成29年度 159,700人		
	平成30年度 142,296人		
指定管理業	平成30年度		
務に係る主	【呉市分】		
要な決算の	歳入 0千円		
状況	歳出 138,386千円		
	指定管理料 131,280千円		
	需用費(修繕料) 7,106千円		
	【指定管理者分】		
	収入 198,529千円		
	支出 196,627千円		
	※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報		
	告書」(参考資料 1)を参照		
指定管理実	平成18年4月1日~平成22年3月31日 財団法人呉市文化振興財団		
績	平成22年4月1日~平成27年3月31日 財団法人呉市文化振興財団		
	(平成24年4月1日から公益財団法人へ移行)		
	平成27年4月1日~令和2年3月31日 公益財団法人呉市文化振興財団		
/ \ /			

(2) 呉市民ホール

施設所在地 | 呉市中央4丁目1番6号

設置年月日	平成28年3月5日		
設置目的	市民の文化・芸術活動の振興及び市民交流の促進を図るための施設とし		
	て設置する。		
設 置 条 例	呉市民ホール条例		
施設規模等	延べ面積 2,755.46㎡		
	構造・階数 市役所庁舎のうちホール棟(鉄骨造、3階建て)及び公用車		
	駐車場棟(鉄骨造一部鉄筋コンクリート造, 6階建て)の一		
	部		
	主要施設 ホール(収容人員624人), 主催者控室,楽屋(4室)		
利用状況	利用者数 平成28年度 56,754人		
	平成29年度 58,800人		
	平成30年度 40,572人		
指定管理業	平成30年度		
務に係る主	【呉市分】		
要な決算の	歳入 6,759千円		
状況	歳出 48,163千円		
	※指定管理対象施設に係る収支の詳細については、別添「指定管理対象施		
	設収支状況(平成30年度決算)」(参考資料2)を参照		

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 呉市文化ホール
 - ア 施設,設備等の維持及び管理に関する業務
 - イ 芸術・文化の鑑賞及び創造のための事業
 - ウ 使用の許可に関する業務
 - エ 上記に掲げる業務に付随する業務
- (2) 呉市民ホール
 - ア 施設,設備等の維持及び管理に関する業務
 - イ 使用の許可に関する業務
 - ウ 上記に掲げる業務に付随する業務

4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

5 団体 (候補者) の概要

団 体 名	公益財団法人呉市文化振興財団	
団体所在地	呉市中央3丁目10番1号	
代表者氏名 理事長 明神 博		
設立年月日	立年月日 昭和57年4月19日	

設立目的	市民の文化活動の振興に関する事業を行い,市民文化の向上,発展に寄		
	与することを目的とする。		
事業概要	(1) 呉市文化ホールにおける芸術文化振興事業		
	(2) 呉市立美術館における芸術文化振興事業		
	(3) 施設利用者サービス事業		
	(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
基本財産	294,942千円		
従業員数	2 5 人		
役 員	評議員 脊戸 昭典 若本 祐昭 田中 宏二		
	奥 先 楓 小松 良三 寺本 有伸		
	森本 勝利 石﨑 元成		
	理 事 長 明 神 博		
	副理事長 賀谷 隆太郎		
	常務理事 吉川 精至郎		
	理 事 黒瀬 基郎 小谷 眞喜子 香川 治子		
	神 津 直 中野 正氣 壬生 千恵子		
	岩 崎 誠 神 垣 進		
	監 事 中野 貴海 大 上 功		
決 算	平成30年度		
	収入 287,979千円		
	支出 287,948千円		

6 団体 (候補者) から提出された事業計画書の概要

管理運営上	芸術・文化の振興及び市民交流の促進を図るための市民ファーストの施	
の基本方針	設として設置された呉市文化ホール及び呉市民ホールの趣旨にのっとり,	
	市民のあらゆる舞台芸術振興のために利用される全ての活動に対し、呉市	
	文化ホール、呉市民ホールの条例・規則・管理運営規定を遵守し、広く市	
	民活動の支援を行う。	
管理運営体	呉市文化ホール、呉市民ホールそれぞれに館長1名を配置する。加え	
制	て、呉市文化ホールは職員15名、呉市民ホールは職員6名を配置する。	
施設の維持	(1) 舞台機構や照明・音響設備・大型電気設備など専門的技術者による点	
管理	検が不可欠な設備については、当該ホールの設備に精通した経験豊富な	
	信頼できる業者へ委託を行い,県内有数の規模に対応した施設の維持管	
	理を行う。	
	(2) 舞台管理業務については、舞台設備・照明設備・音響設備・舞台芸術	
	に精通し、経験豊富であり、かつ、利用者・舞台従事者等への適切な指	
	導・助言が行える業者に委託する。	

	(3) 苦情・トラブルは、サービスやシステム改善のチャンスと捉え、速やかな要因分析を行い、早期に何らかの適切な対応を必ず行うことにより再発防止に努める。(4) 主催事業では、看護師を配置し、利用者の体調異変に対応できる体制		
	をとる。		
利用促進の	(1) 「県内随一の音響」と「木質反響板を備える本格的なホール」を明快		
取組	にした利用者に「わかりやすさと統一感」のある情報発信で訴求力を強		
	化し、利用促進につなげていく。		
	(2) 呉市の文化振興の「かけはし」として、呉市文化ホール及び呉市民ホ		
	ールと市域への公益目的文化活動を推進していく。		
自主事業そ	(1) 呉市文化ホール		
の他サービ	公演日に乳幼児を託児室に預けて,利用者が安心して鑑賞できるよう		
ス向上の取	サービスを行い,託児室内には授乳エリアも設置する。		
組	(2) 呉市民ホール		
	舞台機構の可動プロセニアムを利用しての平土間形式となることをP		
	Rすることで、客席とステージが近く臨場感が感じられる演奏会や発表		
	会の誘致を行う。		
経費縮減の	(1) 委託業務については、複数年契約や委託内容及び入札方法を常に点検		
取組	し、コスト削減に努める。		
	(2) 機器・物品購入については、競争入札や見積り合せなど市場競争原理		
	を積極的に導入し、コスト削減と発注の透明性の確保を図る。		
	(3) 人件費については、業務の繁閑に合わせたフレックスタイム制度等を活用し、コスト削減に努める。		

7 団体 (候補者) から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」(参考資料3から5まで)のとおり

8 選定委員会による審査結果の概要

(1) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
公益財団法人呉市文化振興財団	呉市中央3丁目10番1号	理事長 明神 博

(2) 審査基準

応募者が、(1) に掲げる1者であったため、募集要項においてあらかじめ示したとおり、採点による審査を行わず、各基準ごとにその適否を審査したものです。

審査基準	判定	
ア 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等な利用が図られ	適・否	
るものであること。		
【評価の視点】		
利用者の平等な利用の確保		

	不当な利用制限項目	
	特定の者のみに有利な利用形態	
イ	事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるもの	適・否
-	であること。	
	【評価の視点】	
	適正に管理を行える体制(人員配置等)	
	適正かつ確実に維持管理を行う内容	
	施設の設置目的や性格,関係する法令,条例等についての理解	
	苦情への対応や個人情報の取扱いに対する考え方	
	事故・災害等の緊急事態に対応可能な体制	
ウ	事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。	適・否
	【評価の視点】	
	施設の利用促進に係る具体的な取組(サービス向上等)	
	利用者数等の数値目標	
	利用者の要望(ニーズ)把握に係る具体的な取組	
	各施設の特徴を生かした斬新さや独自性のある提案	
	自主事業の内容と施設の設置目的との適合	
工	市民の文化・芸術活動の振興及び市民交流の促進を図るものであること。	適・否
	【評価の視点】	
	鑑賞事業	
	普及事業(藤井清水実行委員会に関することを含む。)	
	育成事業	
才	事業計画書及び収支予算書の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図	適・否
	られるものであること。	
	【評価の視点】	
	収支計画書の規模・内容	
	施設間の効果的な連携	
	適正な提案額	
	管理経費の縮減のための工夫	
カ	施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	適・否
	【評価の視点】	
	経営状況の安定	
	安定した管理を行える体制 (有資格者の配置等)	
キ	その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準	適・否
	【評価の視点】	
	職員の雇用についての考え方	
	市の施策との連携 地域住民への配慮	
		 適・否
	総合判定	※否は失格
Ь		

(3) 審査結果

応募者	公益財団法人 呉市文化振興財団	【評価した点】 ・呉市文化ホールと呉市民ホールの一体的な運営
総合判定	適	により、更なる利用促進や、効率的な運営につ
【内訳】		ながることが期待される。
審査基準ア	適	・呉市民ホールの特徴を生かした新規事業の提案
審査基準イ	適	がみられる。
審査基準ウ	適	・文化・芸術の振興に向けた地域との連携や人材
審査基準工	適	育成など,積極的な提案がみられる。
審査基準オ	適	
審査基準力	適	
審査基準キ	適	

(4) 選定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等
委 員 長	岡崎 裕一	一般財団法人ひろぎん経済研究所常務理事
副委員長 朝倉 淳		安田女子大学教育学部教授
委員	山田 知子	比治山大学現代文化学部教授
	松本 美幸	松本美幸税理士事務所
	木村 茂緒	呉少年合唱団団長
	石原 純子	呉市文化団体連合会副会長
	小山 成則	呉市文化スポーツ部副部長

9 選定の理由

当該施設については、指定管理者の公募を行ったところ、応募者が1者であったため、 当該者を指定管理者とすることの適否につき、呉市公の施設の指定管理者の指定の手続等 に関する条例施行規則(平成18年呉市規則第1号)第3条の規定に基づく選定委員会に おいて審査を行いました。

その結果,応募者である公益財団法人呉市文化振興財団が指定管理者として適当であると認められたため,当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。